

○香川県警察本部訓令・通達公表基準の制定について

(令和8年4月1日付け香総務第24号)

県警察の訓令及び通達の公表基準については、「香川県警察本部訓令・通達公表基準の改正について」（令和4年11月17日付け香情管第172号。以下「旧通達」という。）により、積極的に情報公開を推進してきたところであるが、この度、企画課の廃止に伴う所要の見直しを行い、別添のとおり「香川県警察本部訓令・通達公表基準」を定め、令和8年4月1日から実施することとしたので、適切な運用を図られたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

香川県警察本部訓令・通達公表基準

1 目的

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、県警察の訓令及び通達について、原則として公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 訓令

警察本部長が、指揮監督権に基づき、部下職員に対し、職務運営上の基本的事項につき、これを指揮するために命令するもの（告示（警察本部長が、法令又は職務上の権限に基づき、処分し、又は決定した事項を一般に周知させるために公示するものをいう。）形式で施行するものを除く。）をいう。

(2) 通達

県警察の組織又は職員の職務運営に関する命令事項及び法令の解釈、運用等に関する示達事項等を内容とする文書。したがって、単なる連絡、通知、依頼、照会、回答等は通達には該当しない。

○「通達」に該当しない例

- ・法令成立の通知（解釈・運用等に関する事項を含まないもの）
- ・会議等の開催通知

(3) 県警察の施策を示す通達

県警察の発出する通達のうち、県警察の内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他県民生活に影響を及ぼさないものを除いたもの

「県警察の施策を示す通達」に該当しない通達の例としては、以下のようなものが挙げられる。

ア 県警察の内部管理（人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等）に関する通達

- （例）県警察の職員の勤務時間等に関するもの
- 県警察の職員の給与支給の手続に関するもの
- 県警察における予算執行の手続に関するもの

イ 専ら技術的・補足的事項を定める通達

- （例）電算システムに関する技術的事項を定めるもの（コード表の制定、入力帳票の記入要領等）

- 犯罪手口や統計の分類方法を定めるもの
- ウ その他県民生活に影響を及ぼさない通達
 - (例) 業務に関する報告様式等報告要領を定めたもの

3 公表範囲

- (1) 訓令及び県警察の施策を示す通達（以下「訓令等」という。）のうち、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）第7条各号に掲げる非公開情報（以下「非公開情報」という。）を含まないものについては、全文を公表する。
- (2) 訓令等のうち、非公開情報を含むものについては、その名称及び概要を公表する。ただし、訓令等の名称に非公開情報が含まれる場合及び非公開情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、名称、概要とも公表しないこととする。
- (3) 県警察の施策を示す通達に当たらない通達についても、県民の関心の高い事項を内容とするもの等については、本基準の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努める。

4 公表時期・公表期間

- (1) 訓令等については、発出後速やかに公表することとする。ただし、発出後速やかに公表することが適当でない事情がある場合は、当該事情がなくなった後速やかに公表することとする。
- (2) 公表期間については、当該訓令等が効力を有する期間とし、公表した訓令等を廃止したときは、速やかに必要な措置をとることとする。

5 公表方法

公表しようとする訓令等については、県警察がインターネット上で開設するホームページに掲載する。